



その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

東京西東京ライオンズクラブ会長 甲斐 康蔵 様 (アジサイ 100本) ◆管財課 田(☎042-460-9812)

募集

手話講習会受講生

手話通訳者養成を目的とした講習会です。

- ◆初級クラス(手話未経験の方) 5月10日からの木曜日午後7時～9時(全35回)・30人
◆中級クラス(初級修了者) 5月10日からの木曜日午前10時～正午(全35回)・30人
◆上級クラス(中級修了者) 5月11日からの金曜日午後2時～4時(全35回)・20人
◆通訳養成クラス(手話学習歴3年以上で上級修了者) 5月10日からの木曜日午前10時～正午(全35回)
※通訳養成クラスは4月26日(木)午前10時から、障害者総合支援センターフレンドリーで受講試験があります。
場 障害者総合支援センターフレンドリー
対 市内在住・在勤の方
対 テキスト代のみ自己負担
申 4月16日(月)～20日(金)に、電話で下記へ。
◆保谷障害者福祉センター(☎042-463-9861 ※土・日曜日を除く)

「留学生ホームビジット」受け入れ家庭募集!

市内をはじめ周辺地域には、アジアを中心に世界各国から来た留学生が暮らしています。留学生にとっては、日本の普段の家庭を体験する貴重な機会となり、受け入れ家庭の皆さんにとっても、異文化を体験するよい機会です。

- ◆説明会 5月19日(土)午前11時～正午
場 田無庁舎2階会議室
申 当日直接会場へ
◆ホームビジット 6月17日(日)
留学生と対面…午前10時
各家庭滞在…午後3時まで
合同パーティー…午後3時30分～5時
場 田無庁舎食堂
※受け入れ家庭の応募は、原則として説明会に参加された方に限ります。
問 NPO法人西東京市多文化共生センター(NIMIC)(☎042-461-0381・info@nimic.jp)
◆文化振興課 田(☎042-438-4040)



「昨年のホームビジットのようす」

外国人のためのリレー専門家相談会 通訳ボランティア

文化・習慣の違いなどから、さまざまな悩みや問題に直面する外国籍市民も増えています。東京外国人支援ネットワークに参加している都内の自治体・国際交流協会などが、4月～翌年3月に約20カ所をリレーしながら、外国人のための無料専門家相談会を実施します。

- 当市では12月8日(土)に実施予定ですが、この相談会で、専門家との間に立つて通訳などをしていただけるボランティアを募集します。また、応募された方へ災害時の外国人支援(通訳・翻訳等)についての案内をさせていただきますので、可能な限りご協力をお願いします。
対 市内在住・在勤・在学で、弁護士など各種専門家との通訳ができ、研修会および相談会にボランティアとして参加できる方(国籍・言語不問)。
申 はがきまたはEメールで、住所・氏名・電話番号・ファックスの有無・Eメールアドレス・通訳ができる言語を明記して、5月11日(金)(必着)までに、〒202-8555市役所文化振興課「通訳ボランティア担当」係へ。
※Eメールの場合、必ず「24通訳ボランティア」と件名を入れてください。
☒ bunka@city.nishitokyo.lg.jp
◆文化振興課 田(☎042-438-4040)

学童クラブ指導嘱託員(平成24年度採用)

- ◆職種・人数 学童クラブ指導嘱託員・若干名
◆職務内容・資格 募集案内で必ず確認してください。
◆試験日 4月22日(日)・面接試験
◆案内配布 4月18日(木)まで、児童青少年課(田無庁舎1階)で。
※市田からもダウンロード可。
申 4月17日(水)(消印有効)までに〒188-8666市役所児童青少年課へ郵送、または4月18日(木)までに直接持参。
◆児童青少年課 田(☎042-460-9843)

高齢者虐待防止連絡会市民委員

- ◆資格・人数 市内在住の介護サービスまたは介護予防サービスを利用している方の家族および市内在住の介護保険の被保険者・2人
◆選考方法 「高齢者の虐待について」をテーマとした作文(800字程度)による選考 ※審査結果は公表しません。
◆作文と住所・氏名・生年月日・電話番号・職業・過去に市の審議会などに参加したことがある場合は活動歴を明記したものを、5月1日(火)までに高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階)へ直接持参。
◆高齢者支援課 田(☎042-438-4029)

環境審議会委員

- 平成26年度から10年間(予定)の環境施策や目指す環境像など(仮称)第二次環境基本計画の骨子を審議します。
◆任期 7月1日～平成26年6月30日
◆資格 市内在住・在勤・在学の満18歳以上(平成24年4月1日現在)の方。ほかの審議会委員などとの兼任不可。
◆人数 4人
◆報酬 1回1万800円
◆選考方法 書類審査を通過した方で抽選
申 電話で選考申込書を請求のうえ、5月7日(月)(必着)までに申込書を提出。
◆環境保全課(☎042-438-4042)

中小企業事業資金融資あっせん制度のご利用を

◆中小企業事業資金融資あっせん制度
内 中小企業者および農業経営者への事業資金の融資あっせん制度
◆要件
①同一事業を市内で1年以上継続して営業している個人・法人
※個人の場合は住所と事業所が、法人の場合は本店または支店などが、市内に1年以上あること。
②資金の限度額(表1参照)
◆特別対策運転資金融資あっせん制度(申込期間を1年延長しました)
内 昨年と比較して売上高が減少している中小企業者および農業経営者への無利子の運転資金の融資あっせん制度
◆要件
①同一事業を市内で1年以上継続して営業している個人・法人
※個人の場合は住所と事業所が、法人の場合は本店または支店などが、市内に1年以上あること。
②最近3カ月間の月平均売上額または最近1年間の売上額が、昨年の同期に比べ3%以上減少していること
③資金の限度額(表2参照)
◆小口零細企業保証制度の適用
内 上記の「中小企業事業資金」が「特別対策運転資金」の各融資あっせん制度へ申し込む中小企業者のうち、以下の要件に該当する方は、全国統一の保証制度である小口零細企業保証制度を適用した東京信用保証協会の100%保証付融資としてあっせんすることもできます。
◆要件
①この融資を含め、全国の信用保証協

会の保証付融資の合計残高が1,250万円以下であること
②従業員20人以下(卸売・小売・サービス業は従業員5人以下)
◆申込書類の配布 市田からダウンロードするか、産業振興課(保谷庁舎3階)・取扱金融機関で。
申 平成25年3月29日(金)までに、産業振興課へ提出書類を直接持参。
◆産業振興課 田(☎042-438-4041)

表1 中小企業事業資金融資あっせん制度

Table with 4 columns: 資金区分, 運転資金, 設備資金, 運転・設備併用. Rows include 融資限度額, 償還方法, 償還期間, 融資利率, 利子補給率, 借受者負担率.

表2 特別対策運転資金融資あっせん制度

Table with 2 columns: 資金区分, 運転資金. Rows include 融資限度額, 償還方法, 償還期間, 融資利率, 利子補給率, 借受者負担率.

障害者支援相談員

- ◆資格・人数 介護福祉士および介護支援専門員の両資格を有し、障害者に関する施設または在宅での実務経験がある方・1人
◆業務内容 障害者福祉サービス利用に係る相談、障害程度区分認定調査などに関すること
◆報酬額 月額1万3,500円
◆試験日 5月12日(土)・面接試験
◆案内配布 5月2日(木)まで、障害福祉課(保谷庁舎1階・田無庁舎1階)および職員課(田無庁舎5階)で。
※市田からもダウンロード可。
申 5月2日(木)までに、障害福祉課(保谷庁舎1階)へ直接持参。
◆障害福祉課 田(☎042-438-4034)

寄せられた意見の概要や市の検討結果をお知らせします。
下表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、市の考え方をまとめたものです。全文については、市田をご覧ください。

西東京市一般廃棄物処理基本計画 ◆ごみ減量推進課(☎042-438-4043)
【公表日】3月29日(木) 【意見募集期間】2月1日(水)～14日(火) 【意見件数】12件(3人)
お寄せいただいた意見 市の検討結果
ペットボトルは再資源化しても白く濁ってしまい、ほとんど廃棄していると思います。有料で買い取ってもらい、焼却処分しているなら、可燃ごみと一緒に焼却処分した方が省エネができてエコだと思います。【1件】
(59ページ) 1-(3) 行政における施策については、事業系ごみの一層の削減のため、①中小事業所への立ち入り指導を強化し、②事業用大規模建築物の所有者または占有者に対しての減量化・資源化等計画の策定および提出に関して、占有する建物の基準を「建築物の延床面積1,500平方メートル以上」へと改正する方向での取り組み【1件】
今後の問題点として、交付金が減少するなか、ごみ収集に今以上に費用をかけられるのですか。具体案として、①プラスチックの収集負担額をリットル1円とする。②1円の改定がすぐにはできない場合、10リットル袋をなくす。③出れば可燃物・不燃物の収集負担額をリットル2円に戻す。④資源物の戸別収集 古紙は週1回収 古布、びん、缶、ペットボトルは隔週とする。⑤金属・廃油の収集方法を変更する。不燃物は月1回を検討。(経費は今以上かからない方法を採用する)を提案する。【1件】
ペットボトルは、容器包装リサイクル法に基づくリサイクルルートによって、繊維、シート、ボトル等に再商品化されています。今後とも、こうした社会システムを活用し、再資源化を推進します。
①事業者への指導については、(61ページ)「カ事業者の発生抑制、資源化」に示していますので、(案)のとおりといたします。②については、ご意見を参考に、具体的に実現可能かどうかも含めて、今後検討していきたいと考えています。【(建築物の延床面積3,000平方メートル以上)を削除します。】
交付金の動向、市の財政状況を踏まえながら、本計画を指針として事業を推進します。ご意見は参考にさせていただきます。